

岐阜県職員倫理憲章 県民生活相談センター実行計画

平成 18 年 7 月に発覚した不正資金問題に対する深い反省と再発防止への固い決意とともに、岐阜県職員としての基本理念を示すために平成 18 年 12 月 28 日に制定した「岐阜県職員倫理憲章」の内容を実践していくために、下記のとおり県民生活相談センター実行計画を定めます。

令和 7 年 4 月 1 日

1 法令を遵守するとともに、自らを厳しく律します。

- ・法令に照らして判断・行動し、疑惑や不信を招くことのないよう努めます。
- ・不当な圧力や働きかけに左右されることなく、誰にでも公平、公正に対応します。

【取組事項】

- 相談業務に関する守秘義務や個人情報保護制度の趣旨を徹底し、情報の適正な管理・運営に努めます。
- 相談に関する全ての事案について、不当な圧力や働きかけに左右されることなく、常に公平・公正に対処し、問題解決に努めます。

2 税の重みを深く認識し、無駄のない行政を進めます。

- ・経費の節減を徹底し、最少の経費で最大の効果を上げるよう努めます。
- ・前例にとらわれず、常に業務を点検しながら見直しを図ります。

【取組事項】

- 事務用品の在庫管理の徹底・再利用の促進を図り経費削減に努めます。
- 職員の時間管理意識の徹底や、相談員のローテーション管理を徹底することにより業務の効率化に努めます。

3 県職員としての自覚を高め、質の高い行政サービスを提供します。

- ・専門的な能力・知識と、幅広いものの見方・考え方の修得に努めます。
- ・法的根拠や仕組みを理解し、迅速・丁寧な業務を進めます。

【取組事項】

- 県民生活相談に関連する情報の収集を積極的に行い、収集情報は速やかに所内共有を図ります。
- 業務に関連する研修には積極的に参加する等、専門的な能力・知識の向上を目指し、常に自己研鑽に努めます。

4 常に危機に備える意識を持ち、事故や不祥事を防止します。

- ・マニュアルを整備するなど、日頃からのチェック体制を確立します。
- ・どのような情報にも細心の注意を払い、組織としていち早く対応します。

【取組事項】

- あらゆる不測の事態発生時に迅速な情報伝達を図れるよう、所内の緊急連絡網を整備するとともに、速やかに主務課へ経過を報告し、対策を協議します。
- 被害情報を常に細心の注意を払って収集し、県民が同様の被害に遭うことの無いよう、迅速に情報提供し、類似した被害の発生の未然防止に努めます。

5 問題発生時には、事実をありのままに公表し、迅速かつ誠実に対応します。

- ・ 正確な情報の把握・公表に努め、責任の所在を明確にした上で問題の拡大を防ぎます。
- ・ 徹底した原因究明を行い、適切な再発防止策を講じます。

【取組事項】

- 生命にかかわるような問題が発生した場合には、国民生活センターのインターネット等を活用し、全国でも同様の事例が発生していないか情報を収集し、県民への情報提供を速やかに行います。

6 職員が一丸となって、風通しのよい組織風土をつくります。

- ・ 自分の職責にとらわれず、知恵を出し合い、自由な議論ができる職場をつくります。
- ・ 不都合な情報こそ速やかに包み隠さず明らかにできる組織をつくります。

【取組事項】

- 業務の進捗状況、相談内容、回答事例等について職員間の情報共有を図るとともに、課題やその解決方法等について自由な議論を行います。
- 良い情報はもとより、不都合な情報こそ上司への報告を速やかに行います。
- 管理職は職員に積極的に声掛けを行い、職員の日ごろの考えや悩みの早期把握に努めます。

7 県民のひとりとして、積極的に地域や社会に貢献します。

- ・ 地域での活動に積極的に参加します。
- ・ 環境問題などの社会を取り巻く身近な課題に率先して取り組みます。

【取組事項】

- 可能な限り職員が地域活動等（地元の消防団や自治会等の地域活動、ボランティア活動等）に参加し、それを通して得た「ひとりの県民としての目線」を日々の業務に活かします。
- 事務事業の見直しによる仕事量の削減、事務の効率化に努めます。また、年次休暇等が取得しやすい環境づくりに取り組み、地域活動等への参加を促進します。

8 県民との対話を大切にし、県民とともに「確かな明日の見えるふるさと岐阜県づくり」に取り組みます。

- ・ 県政全般にわたる情報を分かりやすく、積極的に公開します。
- ・ 積極的に現場に出かけ、県民の意見や考えをお聴きし、政策・施策に活かします。

【取組事項】

- ホームページやパンフレットなどの広報媒体を活用し、生活に関する悪質事例などを紹介し、県民の注意喚起を徹底し被害の未然防止に努めます。
- 消費生活に関する情報を提供するため、出前講座等での広報活動などを実施し、消費者トラブルの未然防止に役立つよう啓発活動を行います。